## 診 断 書

住 所

氏 名

生年月日 昭和·平成 年 月 日 生

上記の者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第40条第2号から第4号のいずれにも該当しないことを証する。

年 月 日

(医療機関)

所 在 地

名 称

医師氏名

印

(参考)「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「法」)」より抜粋

## (表1) 法第40条第2号から第4号

次の各号のいずれかに該当する者に対しては、狩猟免許(第6号の場合にあっては、取消しに係る種類のものに限る。)を与えない。

- 二 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うこと に支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるもの(表2を参照)に かかっている者
- 三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 四 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は 著しく低い者(前三号に該当する者を除く。)

## (表2)

法第40条第2号の環境省令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。

- 一 統合失調症
- 二 そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)
- 三 てんかん (発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がも たらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)
- 四 前三号に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気